

昭和五十六年十一月二十七日受領
答 弁 第 一 二 二 号

(質問の 一 二 二)

内閣衆質九五第一二号

昭和五十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員菅直人君提出国民健康保険の医療費通知制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員菅直人君提出国民健康保険の医療費通知制に関する質問に対する答弁書

一について

国民健康保険の医療費の通知については、昭和五十五年四月から昭和五十六年九月までの間において、保険者総数三千四百四十一のうち二千三百九十の保険者が実施しており、実施率は六十九・五パーセントである。

二について

東京都においては、全市区町村が一斉に国民健康保険の医療費の通知を行うとの方針の下に実施体制の整備を図ってきたところであり、本年度中に昭和五十六年十二月分の医療費の通知が実施される予定であると承知している。

三について

国民健康保険の医療費の通知の実施に関しては、都道府県に対する通知等により、通知項目の範囲、通知の方法、被保険者の秘密の保護等実施上の留意事項について指導を行っているところである。

右答弁する。